

## 台湾に移住する場合の課税関係

税理士 高山 政信

### 〔事例〕

日本国籍を有するAは、役員をしている内国法人の定年退職後、以前に家族で旅行して気に入った台湾への移住を考えている。

子供たちは結婚してそれぞれの勤務地である福岡と札幌に自宅を構えており、台湾への移住に際しては、東京にある自宅を売却して移住の資金の一部とし、妻も一緒に行くことを承諾している。移住後の課税関係はどうなるのか。

なお、定年退職後、いままでの勤務に基づく年金収入以外はないものとする。

### 〔ポイント〕

最近、台湾への移住及びロングステイが注目されてきているので、台湾へ移住する場合の課税関係を以下の項目に分けて検討する。

- 1 台湾の概要
- 2 台湾の所得税
- 3 台湾の遺産税及び贈与税
- 4 わが国の課税関係

### 〔検討〕

#### 1 台湾の概要

国土は、九州よりやや小さい程度であり、人口は約2,300万人である。気候は日本よりやや温暖である。1人当たりGDPでみると準先進国に位置しており、衣食住の生活費でみると格安な生活地とはいえないが、富裕層の移住先とされるシンガポールや香港と比べるとコストパフォーマンスに優れている。国内の鉄道等の交

通網が整備されており、親日国で、治安が他の移住先と比べて格段に良く、台湾国内の表示が旧漢字で表記されていることから英語が堪能でない日本人にとっても理解しやすく、移動が安易である。

台湾は、日本と最も近い外国の一つであるが、地方の空港との直行便が増え、最近はLCC(格安航空)もあることから、緊急時の帰国等において、他の移住先と比べて地の理がある。

海外移住やロングステイ先としては、シンガポールや香港の上位に位置しており、台湾当局も、日本人の海外移住やロングステイ先として盛んに広報活動を行っている。

#### 2 台湾の所得税

##### (1) 概要

居住者は、台湾に源泉のある所得を10種類の各種所得に分類して暦年ベースで最高40%の税率で総合課税されるが、株式等及び土地等の譲渡については軽減税率の適用がある。

非居住者は、国内に源泉のある所得について、源泉徴収の方法によって課税される。

##### (2) 居住者と非居住者の区分

国内に住所を有する者、国内に常時居住する者は、居住者とされるが、暦年で183日以上滞在している者も居住者とされる。非居住者とは、居住者以外の者をいう。

##### (3) 居住者の課税所得と税額の計算

①各種所得を計算し、総所得金額を算出する。  
営利事業所得、業務執行所得(自由職業者所得)、給与所得、利子所得、譲渡所得、使用料所得等の各種所得に分けて、それぞれの所得を

計算して、それらの金額を合計して総所得金額を算出する。課税期間は、暦年である。

営利事業所得の損失は、その年の他の所得から控除されるが、控除されなかった損失の繰越し及び繰戻しは認められていない。

給与所得者が受ける社宅を利用することによる経済的利益は課税の対象とされない。法人が負担する個人の所得税は、経済的利益とされないが、法人の損金にも算入されない。

②居住者は、総所得金額から各種控除額及び各種特別控除額を減算して、課税所得を算出する（非居住者には、下記の人的控除は認められていない。）。

2013年分の各種控除には、人的控除の基礎控除額、配偶者控除額、扶養者控除額各85,000円がある（70歳超の場合は、各々127,500円に増額）。その他の控除として、寄附金控除（所得の20%が限度）、保険料控除（上限24,000円）、医療費控除、雑損控除、支払利息控除（持家一戸に限り、上限300,000円）があるが、それらに代えて標準控除額（79,000円、配偶者との合同申告の場合158,000円）をもって控除することができる。

特別控除には、資産の譲渡損失（他の譲渡所得と通算し、控除しきれないときは3年間の繰越しができる）、給与所得特別控除、貯蓄投資特別控除、障害者特別控除、教育費特別控除がある。

③課税所得に税率を適用して、そこから源泉徴収税額を控除して納付税額を計算する。

税率は、520,000元以下の5%から4,400,001円以上の40%に分かれている。

#### (4) 確定申告と納付

所得金額の計算の対象となった申告の翌年の5月1日から5月31日までの間に確定申告及び納付をしなければならない。期間の延長は認められない。給与所得者も、年末調整の制度がないことから、確定申告をしなければならない。

#### (5) 非居住者の課税所得と税額の計算

暦年で90日以下滞在する非居住者は、台湾源泉の所得について、源泉徴収（給与は原則18%）され、確定申告義務はない。ただし、源泉徴収に該当しない所得（家賃収入等）は出国の際に申告しなければならない。

暦年で90日超182日以下滞在する非居住者は、台湾源泉の所得は源泉徴収され、台湾で提供した役務に対する所得（台湾の国外で支払われる所得も含まれる。）について確定申告をする必要がある。

台湾に源泉を有する報酬及び賃金、専門家への報酬、利子、賃貸料、使用料、コミッション料等については、20%の税率で源泉徴収される。

#### (6) Aの年金について

台湾では、台湾源泉所得に限定して課税されることから、Aが受領する年金は台湾では課税されないことになる。

### 3 遺産税及び贈与税

台湾は、別表のとおり、日本、韓国、フィリピンとともに、アジアでは数少ない相続税及び贈与税が課税される国の一つである。

#### (1) 台湾の国内法

被相続人の遺産額に課税する遺産課税方式であり、遺産税の他に贈与税もあり、遺産及び贈与税法が根拠法となる。遺産及び贈与税法の規定により、無制限納税義務者となる場合とは、台湾国民及び継続的に台湾国内に居住する個人が死亡時に財産を残した場合であり、その財産所在地にかかわらず、すべての遺産に遺産税が課税となる。遺産税の申告期限は、相続開始後6か月である。

遺産税に係る外国税額控除は、国外の財産についてすでにその所在地において遺産税を納めた場合は、納税義務者が所在地国の税務機関の発行した納税証明書を提出するとともに、所在地の大使館、領事館の認証を受ける必要がある。

なお、外国税額控除として控除できる限度額は、国外の遺産を加算したために国内の適用税率により計算して増加する納付税額である。

2009年度の税制改正により贈与税の累進課税方式が撤廃され、一律に10%の税率が適用されることになった。遺産総額が1,200万元以下の場合には免税である。

2009年1月23日以降の相続税の計算式は、次のとおりである。

$(\text{課税遺産総額} - \text{免税額} - \text{控除額}) \times 10\% - \text{税}$

(別表)

## アジア各国の概要

	人口 (万人)	1人当たり GDP (USD)	国内法				租税 条約
			法人税率	所得税率	相続税率	付加価値税	
日本	12,750	45,180	35.64%	50%	50%	8%	
韓国	5,000	22,720	22%	38%	50%	10%	○
フィリピン	9,401	2,345	30%	32%	20%	12%	○
台湾	2,329	20,122	17%	40%	10%	5%	×
インド	121,000	1,509	30%	30%	なし	14.5%	○
インドネシア	23,800	3,563	25%	30%	なし	30%	○
カンボジア	1,340	912	20%	20%	なし	10%	×
シンガポール	531	52,051	17%	20%	なし	7%	○
スリランカ	2,028	2,836	28%	24%	なし	12%	○
タイ	6,593	5,382	20%	37%	なし	7%	○
パキスタン	18,071	1,372	35%	25%	なし	16%	○
バングラディッシュ	15,250	767	37.5%	25%	なし	15%	○
ベトナム	8,880	1,374	25%	35%	なし	10%	○
マカオ	58	76,588	12%	12%	なし	なし	×
マレーシア	2,933	9,700	25%	26%	なし	20%	○
ミャンマー	6,242	824	25%	20%	なし	5%	×
中国	130,000	5,417	25%	45%	なし	17%	○
香港	717	36,765	16.5%	17%	なし	なし	○

額控除及び利子＝納付相続税額

## (2) Aの場合

Aが死亡又は贈与した場合、Aは台湾の居住者であることから台湾での遺産税又は贈与税の対象となり、その資産が日本国内にあって、日本でも課税される場合は外国税額控除を適用することになるが、日本の方が高税率で課税されることから二重課税が発生することになる。

## 4 わが国の課税関係

## (1) 海外移住とロングステイの居住形態

所得税の課税関係は、居住形態が居住者か非居住者かによって異なる。

ロングステイの場合は、通常3週間程度から3か月程度海外に居住してわが国へ戻ることから居住形態は居住者になる。

海外移住といっても当然にわが国の非居住者となるわけではないが、本件のように国内にある自宅を売却して、妻とともに台湾に居住する場合は、生活の本拠も台湾にあるといえるので、台湾への移住後は非居住者に該当するものといえよう。

## (2) わが国での所得税の課税関係

Aは、内国法人への勤務に基づく年金を受領することとなるが、これは国内源泉所得に該当

する(所法161八、212①一イ)。台湾との間に租税条約の適用がないことから国内法どおり年金について源泉徴収されて課税関係が終了することになる。

## (3) 相続税及び贈与税の課税関係

Aは、日本の非居住者となるが、Aについて相続や贈与が発生した場合、相続する者が子供たちである場合は居住者となることから、海外の財産も含んで課税されることになる。一方で、台湾でも課税されることから、台湾で課税された相続税が台湾や国外にある財産だけの場合は、相続税の外国税額控除により調整されることとなるが、課税される財産が国内にある財産の場合は、台湾で課税される相続税は調整されないこととなる。

## 5 まとめ

以上のとおり、台湾での所得税は台湾源泉に限定されることから年金についての日本での課税だけですむことになる。

富裕層にとっては、台湾に移住する場合の節税効果は少ないものの、身近な移住先として中堅所得者層にとっては格好の場所といえよう。